

無人建設革新技術開発推進協議会

設立趣意書

我が国の少子高齢化等に伴う建設現場の担い手不足に対応する現場の生産性向上や、激甚化する災害に対する復旧及び復興の迅速化を目的として、無人化施工、ICT施工等の建設技術のさらなる開発及び普及が重要である。

これらの技術は地上の建設事業での利用のみならず、政府が宇宙基本法に基づいて宇宙開発利用を推し進める中で、月面等での建設活動に資する技術として期待されている。

こうした状況を受け、宇宙政策委員会により創設された「宇宙開発利用加速化戦略プログラム」において「宇宙無人建設革新技術開発」が選定された。これを受け、月面開発等の宇宙開発に資する建設技術について、建設事業における発展を考慮し、優先度の高い技術開発を推進することを目的として「無人建設革新技術開発推進協議会」を設置するものである。

無人建設革新技術開発推進協議会

設置規約

第1章 総則

(名称)

第1条 協議会の名称は、「無人建設革新技術開発推進協議会」とする。

(目的)

第2条 本会は、月面開発等の宇宙開発に資する建設技術（自動化・遠隔化、建材製造、構造物等）について、建設事業における発展を考慮し、優先度の高い技術開発を推進することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、目的を達するために次の活動を行う。

- (1) 優先的に開発すべき技術に係る審議
- (2) 技術研究開発の推進方策に係る審議
- (3) その他、本協議会で必要と判断される事項

(事務局)

第4条 本会の庶務は、国土交通省総合政策局公共事業企画調整課が事務局として行う。

第2章 委員等

(委員)

第5条 本会の委員は、事務局が適当と認める者に委嘱する。

2 委員の任期は委嘱された日から委嘱された年度の年度末までとする。

3 委員は協議会に出席し、公募技術の選定に係る審査及び実施内容の評価、本規約第3条で定める活動を行うことができる。

(委員長)

第6条 委員長は、委員の過半数の賛同を得て、委員の中から1名を選定する。

(臨時委員)

第7条 委員長は、審議内容に応じていずれかの委員から推薦された臨時委員を任命することができる。

2 臨時委員の任期は任命された日から任命された年度の年度末までの期間のうち、委員長が必要と認める期間とする。

3 臨時委員は、委員と同等の活動を行うことができる。

(オブザーバー)

第8条 本会は、その活動を円滑に推進するため、いずれかの委員の推薦によりオブザーバーを置くことができる。

(謝金等)

第9条 委員への謝金及び旅費は事務局又は事務局の委託を受けた者により「謝金の標準支払基準」及び「国家公務員等の旅費に関する法律」で定める金額が支払われる。

第3章 協議会等

(協議会)

第10条 協議会は、委員長の了解を得て事務局により召集される。

2 協議会は委員数3分の2以上の参加で成立し、原則として参加者の過半数以上の賛同をもって審議内容を可決する。

(ワーキンググループ)

第11条 本会は、その目的を達成するために必要な取組みを検討・推進するためのワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループは、それらの目的に対して意欲ある委員及び臨時委員から構成される。

第4章 その他

(規約の変更)

第12条 協議会規約は、委員の過半数の賛同をもって変更することができる。

(協議会資料等の公開)

第13条 本会でとりまとめた資料等は、委員の確認を得た上で、公表することができる。

(守秘義務)

第14条 委員は、本会の活動を通じて知り得た他の委員のノウハウ、研究に関する情報を当該委員の了解無しに、第三者に開示し、または漏洩してはならない。

2 ただし、知得する以前に既に公知となっている場合、または知得した以後に自己の責任に帰さない理由で公知となった場合は、この限りではない。

(雑則)

第15条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、協議会に諮って定める。

附 則

- 1 本規約の施行に当たっては、委員への意見照会を事前に行う。
- 2 本規約は、令和3年7月20日より施行する。

無人建設革新技術開発推進協議会

委員

(2021.11.18 時点)

(学識者)

石上 玄也 慶應義塾大学 理工学部機械工学科 准教授
諸田 智克 東京大学大学院 理学系研究科地球惑星科学専攻 准教授
松尾 亜紀子 慶應義塾大学 理工学部 教授 (臨時委員)

(研究者)

山口 崇 土木研究所 技術推進本部 上席研究員
永井 直樹 宇宙航空研究開発機構 国際宇宙探査センター事業推進室 室長
坂下 哲也 宇宙航空研究開発機構 宇宙探査イノベーションハブ 副ハブ長

(行政)

森戸 義貴 国土交通省 大臣官房技術調査課 課長
岩見 吉輝 国土交通省 総合政策局公共事業企画調整課 課長
国分 政秀 文部科学省 研究開発局宇宙開発利用課宇宙利用推進室 室長
笠間 太介 内閣府 宇宙開発戦略推進事務局 企画官

敬称略

(その他、土木研究所、宇宙航空研究開発機構、行政機関において、数名の臨時委員を任命している。)

事務局：国土交通省総合政策局公共事業企画調整課